

評価部会及び専門部会の編成について（案）

平成 17 年 2 月 16 日
大学機関別認証評価委員会決定
改正 平成 年 月 日

評価部会及び専門部会については、以下の事項を踏まえ、評価対象大学の状況に応じて適切に編成することとする。

1 評価部会

- （1）独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会細則（以下「委員会細則」という。）第2条第1項に基づき、評価部会は、評価対象大学ごとの状況を調査する。
- （2）評価委員会委員1～2名と、**必要に応じて機構の教員1名、さらに**評価対象大学の状況に応じた専門委員（ピア・レビューア―等）15名程度で構成する。
- （3）評価部会数は、1評価部会当たり原則として10大学に満たない程度を上限として担当することとし、全評価対象大学数に応じて編成する。

2 専門部会

- （1）委員会細則第3条第1項に基づき、専門部会は、特定の専門事項を調査する。
（財務に関する専門部会は必ず置くものとする。）
- （2）評価委員会委員1～2名と特定の分野に高い識見を有する専門委員で構成する。